

日本標準産業分類の改定に伴い、業種目を見直し

建設業や専門技術サービス業で

国税庁は16日、「令和7年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別価額等について(法令解釈通達)」と類似業種比準価額計算上の業種目分類について(情報)を公表した。7年分の類似業種比準価額等通達については、日本標準産業分類の第14回改定が行われ、6年4月に施行されていることに伴い、業種目が見直されている。同情報において、別表「日本標準産業分類の分類項目と類似業種比準価額計算上の業種目との対比表」の7年分も掲載されており、評価会社の類似業種の業種目については、別表に基づき判定することになる。なお、建設業や専門・技術サービス業において、業種目が見直されている(図表参照)。

7年2月分までの類似業種株価等通達

7年分の対比表も公表

類似業種株価等通達 準産業分類は、平成25年、令和5年6月に第の業種目及び標本会社 年の前回改定から10年 14回改定が行われ、6の業種目は、日本標準 年4月に施行された。産業分類に基づいて区 済・社会の状況に変化 分されている。日本標 類に業種株価等通達に

e-Tax ID・パスワード方式の廃止を検討

デジタル社会実現に 7年度中に結論 に向けた重点計画

政府が13日に閣議決 定したデジタル社会の 実現に向けた重点計画 の中で、近年のマイナ ンバーカードの普及拡 大やe-Tax利用の 拡大といった環境変化 等を踏まえ、ID・パ スワードによる申告 (ID・パスワード方 式)の廃止を含めたあ り方を検討し、令和7 年度中に結論を得るこ ととされた。ID・パ

スワード方式は当初か と31年1月からe-T ax利用の簡便化策と して導入された「マイ ナンバーカード方式」 および「ID・パスワ ード方式」がある。 このうち、マイナン バーカード方式は、マ イナンバーカードを使 ってマイナポータル経 由またはe-Taxホ ムページなどからロ グインするだけでe-T axの利用ができ、 申告等データの送信が できる方法。他方、I D・パスワード方式は 税務署等で職員による 本人確認の上、発行さ れたe-Tax用のI D・パスワードを利用 してe-Taxを行う方 法で、マイナンバー カード方式とは違って マイナンバーカードは 不要だ。

令和6年分の所得税 等の確定申告で自宅等 から納税者本人がe-T axで申告を行った 約824万人のうち、 マイナンバーカード方 式を利用した人が約6 40万人(全体の77・ 7%)、ID・パスワ ード方式を利用した人 が約144万人(同17・ 5%)、その他の従 来の方式を利用した人 が約40万人(同4・ 8%)となっており、直 近でも本人によるe-T axで6人に1人以上は ID・パスワード方 式を利用している。 ただ、2年分の申告 と比べて、マイナンバ ーカード方式の利用者 が4・8倍近くにまで 伸びている一方、ID ・パスワード方式の利 用者は16%以上減っ ており、マイナンバー カード方式の利用者が拡

類似業種株価等通達における業種目

【6年分】		【7年分】	
設 備 工 事 業	6	設 備 工 事 業	6
電 気 工 事 業	7	電 気 工 事 業	7
電気通信・信号装置 工事業	8	その他の設備工事業	8
その他の設備工事業	9		
専 門 ・ 技 術 サービス業	96	専 門 ・ 技 術 サービス業	95
専 門 サービス業	97	専 門 サービス業	96
広 告 業	98	広 告 業	97
		技 術 サービス業	98
		土木建築サービス業	99
		その他の技術サービス業	100

なる業種目について は、特定の標本会社の 個性が業種目の株価等 に強く反映されること となることから、この ような影響を排除する ため、業種目の統合を 行うとともに、標本会 社が多数となる業種目 については、業種目の 新設を行ったとしてい る。

今回の業種目の見直しにより、7年分の類似業種比準価額計算上の業種目は、別表の7年分の対比表のとおりとなり、評価会社の類似業種の業種目については、別表に基づき判定することとなる。

なお、7年分の類似業種株価等通達では、平成29年分の対比表に基づき判定することとなる。

6年分に相続、遺贈または贈与により取得した取引相場のない株式の価額を評価する場合における類似業種比準価額計算上の業種目は、第14回改定前の日本標準産業分類による平成29年分の対比表に基づき判定することとなる。

今の顧問報酬は適正額ですか？

タイムチャージ

顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月 (5名様より)

SOUCHI 創知株式会社

www.souchi.jp

松本好正 著 ▼A5判・460頁・定価3960円(税込)

事例と解説による みなし譲渡所得課税の実務

本書は、所得税法59条だけでなく譲渡があったものとして課税される見落としがちな事項を通達・情報・判例から厳選し60余の事例で解説。個人から法人(公益法人、権利能力なき社団等)に対する贈与・遺贈、包括遺贈に係る限定承認、共有地分割、借地権課税、遺留分侵害額請求による財産の移転など、一歩踏み込んだみなし譲渡所得課税における究極の一冊!!

山田吉隆 著 ▼B5判・280頁・定価2970円(税込)

三訂版 家族信託の税金

平成18年に信託法が全面改正されたことにより、家族信託の利用者が増える一方、土業など支援者の責任が問われる裁判が増えている。本書では、信託税制と難題と言われている「遺留分問題」「債務控除問題」及び「相続税法9条の4と9条の5の矛盾」について解説。特に家族信託を支援されている税理士、司法書士、弁護士等の必携の書。

中山裕嗣 著 ▼A5判・260頁・定価3520円(税込)

必携 租税徴収の実務(滞調法編)

滞調法(滞納処分と強制執行等)の滞調法の調整に関する法律)について、債権と不動産に的を絞る、実務の場面で役立つよう滞納処分・裁判所・滞納者などの関係を図解も加えながら分かりやすく解説し、関係者間で用いられる書式を記載例とともに収録。滞納処分先行型、強制執行先行型に分けて解説し、不動産については、強制競売開始の決定から競売終了、差押え解除、残余金交付、配当まで実務の流れを重視して解説。

中山裕嗣 著 ▼A5判・680頁・定価4180円(税込)

必携 租税徴収の実務(滞納処分編)

租税徴収に携わる徴収職員の心構えや滞納整理の進め方を解説。キャッシュレス決済に係る差押え等多岐に亘る財産の差押えについての理論と手続を詳述するとともに、実務上必要な書式の記載例を多数掲載。差押えと相殺、投資信託の差押えなど実務上の重要項目についてはQ&Aで詳細したほか、理解を助ける問題を多数収録。差押財産の換価・配当の手続などを解説。

中山裕嗣 著 ▼A5判・690頁・定価4180円(税込)

必携 租税徴収の実務(通則編)

期間計算、書類の送達及び租税と他の債権との優先について実務上の具体例を交えて解説。納税の猶予について国税と地方税の取扱いを比較しつつ制度の内容・手続を解説。相続の増加により理解が必須となっている納税義務の承継について相続放棄や日本国籍を有しないケースにも触れながら解説。第二次納税義務については、2025年より施行されている偽りその他不正の行為により租税を免れた会社役員等の第二次納税義務についても解説。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL 03-3829-4141 FAX 03-3829-4001
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
大蔵財務協会 オフィシャルサイト
https://www.zaikyo.or.jp

【大蔵財務協会 オフィシャルサイト】
大蔵財務協会 オフィシャルサイト

食事支給に係る所得税の非課税限度額

骨太の方針に引上げ方針

物価上昇に対応できる仕組みも整備へ

政府は13日、経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）2025や新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版を閣議決定した。これらの中では、6日に明らかにされた骨太の方針の原案などでも示されていたとおり、昭和59年以降40年以上にわたり据え置かれていた食事支給に係る所得税の非課税限度額の速やかな見直しが行われた。同非課税限度額の見直し（引上げ）は、政府・与党だけでなく、立憲民主党や国民民主党といった主要野党も政策に掲げており、実現の見込みが高まっている。

国税庁ホームページのタックスアンサー「No.2594 食事をしたとき」によると、企業が役員や使用人に支給する食事は、①役

インボイス 印刷代などの手数料請求は問題なし

電子データで提供の事業者

書面での交付を求められた場合

国税庁は10日、「インボイスの取扱いに関する質問」を更新した（6月16日号3面参照）。追加された問5「適格請求書の交付に当たっての金銭的負担では、インボイスを電子データで提供している事業者が、書面での交付を求められた場合に、印刷代などに係る実費相当分の手数料として110円（税込）の負担を求めることに問題はないか」という問いに対し、当該記載事項に係る電磁的

②の「食事の価額」は、弁当などを購入して支給している場合は業者に支払う購入金額、社員食堂などで会社が作った食事を支給している場合は食事の材料費や調味料など食事を作るために直接かかった費用の合計額を指す。

これらの中で、「1か月当たり3500円以下」とされている金額が食事支給に係る所得税の非課税限度額となる。この金額などは、

なか、新しい資本主義のグランドデザインでは、同非課税限度額を含む予算・税制に係る公的制度の基準額などが、今後も長年にわたって見直しが行われない状況が二度と生じないように制度の特性に応じた定期的な改定ルールを設け、足元の物価上昇に的確に対応できるようにすることも記載されている。

きた事業者に対して印刷代に係る実費相当分の手数料等一定の金銭的負担を求めることとしても、当該手数料等

が書面の発行などの事務負担等に係る費用として社会通念上相当と認められるものである場合には、直ちに問題

となるものではないと考えられるとした。なお、受領する手数料等は「書面による適格請求書の交付」とい

少額輸入貨物WGを開催

適正な課税のあり方を議論

財務省は12日、「急増する少額輸入貨物への対応に関するワーキンググループ」の第1回会合を開催した。越境電子商取引の利用拡大を背景に、日本への少額輸入貨物の輸入件数が急増しており、これに伴う水際取締り上の懸念への対応や適正な課税のあり方について議論する。当日の資

料では、少額輸入貨物の課税制度上の課題として、政府税制調査会の「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」において議論されている消費税に係る少額免税制度に関する課題のほか、課税価格決定の特例に関する課税価格決定の特例

は、国内において行われる資産の譲渡等（国内取引）の課税標準は商品価格（税抜価格）とされているところ、個人的な使用に供される輸入取引については、その商品の卸取引の段階で取引された場合の価格を課税価格とするもの。個人的な使用に供される輸入貨物の課税価格となるため、国内取引との間で課税標準に一定の乖離が生じることとなる。なお、調査する限り、こうし

具体的には、海外小売価格に0.6を乗じた金額が輸入貨物の課税価格となるため、引の価格を課税価格として関税・消費税等を課した場合には、一般的に卸売取引の価格で

課税資産の譲渡等の対価に該当することから、当該手数料等についてもインボイスの交付義務が生じることになるとした。

課税価格決定の特例に関する課題としては、①個人使用を目的とする輸入の増加に伴い、国内事業者と国外事業者との間で競争上の不均衡が拡大、②個人的な使用に供されるものか否かという貨物の用途に応じて、当該特例の適用可否が決まるが、事業者・税関の双方にとってその判別が困難であることから大きな負担、③個人使用と偽り、課税価格決定の特例の適用を受けて輸入し、国内において転売する事案も見受けられ、脱税の温床となっている可能性があるとして

八面鏡

自民党の勉強会が、外国人旅行者向け消費税免税制度の廃止等を求める提言書を小野寺五典政調会長、宮沢洋一税調会長に提出した。日本は観光立国として成長を迎えてきており、免税制度はその役目を終えたなどとしている★訪日外国人旅行者数はコロナ禍後、急回復しており、令和6年は過去最多の3687万人となり、消費額も8兆円超で過去最高を更新した。国交省によると、直近の伸び率で推移すれば、政府目標である令和12年に訪日外国人旅行者数6000万人、消費額15兆円も視野に入る状況だとしている★免税制度は、免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、令和8年11月からリファンド方式への移行が決定している状況。年末の税制調査会で廃止等が議論されることはあるのだろうか。（丁）

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンバインド製造販売、G.H.P冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役社長 澤田 栄一

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL：058-245-0101

http://www.maruei-gas.co.jp/

maruta

新しい物流サービスを創造していく service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

名古屋市南区加福本通2丁目19番地 TEL. 052-611-1151

〒467-0856 愛知県名古屋瑞穂区新開町2番20号

TEL (052) 872-3311 FAX (052) 871-1531 URL http://maruta.co.jp

給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に

飲むヨーグルトの定番！ アシドミルクPLUS

給食でおなじみ スタンダードヨーグルト コアコア

アレルゲン 28品目不使用 国産みかんゼリー

愛知ヨーグ株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田字中島500 0568-77-3141

名古屋センター 名古屋市中東区1-1101 052-773-4911

小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田字中島500 0568-71-4911

四日市営業所 三重県四日市市日永東2-1871 059-347-4911

三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下77-1 0533-95-4911

福岡営業所 福岡県大野城市御笠川3-4-15 092-503-2151

熊本営業所 熊本市南区日吉2-1-41 096-357-4911

鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野3-1192-9 099-229-4911

北陸営業所 石川県金沢市千木1-85 076-257-3565

関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町3-7-21 03-3526-3141

岐阜営業所 岐阜県瑞穂市野白新田31-7 058-260-4911

京都営業所 大阪府茨木市横江1-2-15 072-634-4911

長野営業所 長野県伊那市御園2 0265-76-4939

告発分脱税総額は82億3000万円

6年度 査察の概要

国税庁は6月18日、令和6年度の査察の概要を公表した。6年度に査察に着手した件数は、前年度より3件減の151件で、処理（検察庁への告発の可否を判断）した件数は、前年度より1件減の150件だった。脱税総額は、前年度より7億1000万円減の112億7000万円となっている。告発件数は、前年度より3件減の98件で、処理件数に占める告発件数の割合である告発率は、前年度より1・6ポイント減の65・3％と下がった。告発分の脱税額は、前年度より7億1000万円減の82億3000万円と減少した。同庁は、「前年とほぼ同じ水準。件数や脱税総額については、事件の個別性が強いので一概に述べるのは難しい」としている。

査察事件で6年度中に見てみると、査察事件に一番判決が言い渡された件数は99件で、すべてに有罪判決が言い渡され、そのうち、13人に対し実刑判決が出た。消費税法違反を含むものは7人だった。最も重い実刑判決を受けたのは、懲役2年6カ月の併合罪。このほか、1人当たりの犯則総額は5900万円、1人当たりの懲役月数は15・7カ月、1人（社）当たりの罰金額は1500万円となっている（すべて他の犯罪との併合事件を除いてカウント）。



物置内の金庫(写真上)と室内のスーツケース(写真下)から合計8億3000万円の現金(東京国税局の隠匿事例)

6年度において同庁は、特に「消費税法違反」「無申告事案」「国際事案」のほか、時流に即した「社会的波及効果が高いと見込まれる事案」を重点事案と位置づけ、積極的に調査を実施。

消費税法違反は前年度より2件増の29件を告発。そのうち、消費税法の仕入税額控除制度や輸出免税制度を悪用した不正還付事案は、前年度より1件増の17件を告発し、過去10年間で最多だった。不正受還付額（加算税を除き、未遂の還付額を含む）は、前年度より1億5000万円減の3億4000万円だった。

無申告事案は、前年度より3件減の13件を告発し、そのうち、不正行為はないものの、故意に申告書を提出しないで税を免れた単純無申告は脱税事案は前年度より3件減の8件となっている。

国際事案は、前年度より3件減の20件を告発した。

重点事案の主な告発事例は、次の通り。

【消費税法不正還付事案】高級腕時計の輸出販売を装うため、インターネットで購入した安価な腕時計を購入し高価な腕時計を購入したとする領収証等を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上していた。

【国際事案】海外法人が運営する医薬品等のインターネット販売事業に係るコンサルティング報酬について、売上げから除外するとともに海外預金口座で留保することにより、所得税を免れていた。

政府税調 SO税制やNISAの効果検証 EBPМ専門家会合を開く

政府税制調査会は18日、第5回の税制のEBPМに関する専門家会合（座長＝赤井伸郎、大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）を開催した。今回は所得税関係の租税特別措置として、ストックオプション税制とエンジェル税制、NISA制度の効果検証について議論した。

と受けていない子とで、この先の税金に対する意識が大きく変わってくる可能性がある。重要な意味を持つ活動なので子どもたちにも教育格差が発生しないように、一校一校でも、そして一人でも多くの児童に行えるよう努めていく」とした。

語る。

一人でも多くの児童に租税教室を

4日開催の定時連絡協議会で第19代全法連青年部会連絡協議会会長に就任した。

青年部会は租税教育活動、財政健全化のための健康経営活動、会員増強活動の三つを活動の柱に据える。このうち、租税教育活動について「各県連、単位数と連携する中で、まだまだ優良事例がたくさん出てきている。連絡協議会としては、全国に440ある単位数に対し、健康経営その他の情報も含めて、しっかりと情報を発信し、会活動を活発にしていきたい」と抱負を

全国法人会総連合青年部会連絡協議会会長

おねねき たかてる
大貫 高輝 さん



単位数が小学校などで行う租税教室については「授業を受けた子

都内で金属リサイクル業と不動産業を営む会社

(山)

議論した。

経済産業省はストックオプション税制について、税制適格ストックオプションを発行するスタートアップ企業数や社外高度人材の活用数などにおいて、税制措置がポジティブに働いた可能性が示唆されるなどと説明した。

エンジェル税制についても、非課税措置によってスタートアップへの平均投資額や投資件数が有意に上昇することが確認されたなどと説明した。

NISAについては、金融庁が効果検証の説明を行った。令和6年1月のNISAの抜本的拡充・恒久化に伴い、口座数、買付額ともに伸びが拡大し、つみたて投資枠・成長投資枠ともに、幅広い世代による利用が見られるとした。NISAの政策目的は、中間層を中心とする層に対して安定的な資産形成を促すことであり、アンケート結果によると、NISAの利用目的は、特定の資金需要への対応よりも、将来への備えや資産形成であるといった回答が多いなどとした。

同専門家会合ではこれまで、中小企業や法人税関係では中小企業者等の法人税率の特例、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、研究開発税制について、所得税関係では住宅ローン減税、リフォーム促進税制、セルフメディケーション税制について、EBPМの観点から効果検証を行っている。

ひろしま銘菓

川通り餅

御菓子処 株式会社 亀屋

●本社／広島市東区光町一丁目二一三
☎〇八二二二六一四二四(代)

●直営店／e-kie広島店
☎〇八二二二六三〇二八

なみを超えろ

HSB

檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏 彰

本 社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ 総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本 社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

年金制度改革法が成立

自公立の3党合意の内容を反映

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律(年金制度改革法)が13日、参院本会議で可決・成立した。その後、20日に公布されている。5月27日に自民、公明の与党と立憲民主党との間で老齢基礎年金の給付水準の底上げ策を修正案として盛り込むことに合意がなされ(6月2日号4面参照)、同法には3党による修正が反映されている。

「106万円の壁」は3年以内に撤廃

改正内容のうち、企業としている企業規模の適用事業所とする業の経営に大きく影響するの社会保険の加入対象の拡大で、短時間労働者の社会保険加入要件について賃金要件(いわゆる106万円)に係る社会保険の非適用業種(法定17業種以外)を解消し、常時5人以上使用する個人事業主(イデコ)の加入可能年齢を70歳にまで引き上げるほか、企業型確定拠出年金の加入者

6年10~12月の 裁決8件を公表

国税不服審判所

までの裁決事例8件を追加し、同所ホームページで公表した。8件の内訳は、国税通則法関係が2件、法人税法関係が2件、相続税法関係が1件、国徴収法関係が3件となっている。事例には、外国子会社合算税制の特定外国関係会社に該当するかどうかの判定における株式等保有割合の「株

「100億宣言」の初公表は31件 1か月で1500件超の申請

中小企業庁は17日、5月8日から募集を開始した「100億宣言」の宣言企業一覧を初公表した。募集開始から約1か月で1500件超の申請があり、9日までに1500件を超える申請があり、申請があったもののうち事務局で確認が完了したもの311件を公表した。引き続き申請を受け付けており、申請後の確認が終わっていないものについては事務局での確認が完了次第、順次公表していくとしている。

式又は出資の数又は金額」の読み方は、「株式の数」「株式の金額」「出資の数」及び「出資の金額」の4通りの組み合わせがあるが、本件における事業体(米国LLC)の組織形態などを考慮して解釈すると、請求人の主張する「出資の数」ではなく、「出資の金額」により判定すべきとしたものなどがある。

約1か月で1500件超の申請があり、9日までに1500件を超える申請があり、申請があったもののうち事務局で確認が完了したもの311件を公表した。引き続き申請を受け付けており、申請後の確認が終わっていないものについては事務局での確認が完了次第、順次公表していくとしている。

るため、野心的な目標の実現に向けた取組みを行っていくことを宣言する。

今月9日までの申請の内訳として、売上高の規模は10億円台から90億円台まで幅広い規模の企業から申請があったほか、業種も製造・卸売・小売、建設、運輸・郵便から宿泊・飲食サービスなど多様で、すべての都道府県の企業から申請があったとしている。

は、宣言が要件となっている補助金・税制の活用ができるほか、宣言企業向けの定期的な経営者ネットワークイベントなどに参加できる。

全法連

公益財団法人全国法人会総連合(小林栄三会長)は16日、都内で評議員会、理事会、功労者表彰式を開いた。



理事会を開催、新会長に斎藤氏

評議員会では、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置くとともに、企業活動の活性化や地域社会の健全な発展に資する事業展開に力をそそぐことなどを令和7年度の事業計画に挙げた。また、理事会では、会長などの選定について審議を行い、(株)IHIで社長、会長を務め、現在は特別顧問の斎藤保氏が新会長に選定された。前会長の小林栄三氏は相談役に選任された。

全納連

定時総会で藤波会長を再選

来賓に国税庁の奥長官

全国納税貯蓄組合連合会(藤波一博会長)は18日、都内で第68回定時総会を開催した。



冒頭、藤波会長が「納貯活動の主軸たる中学生の『税』についての作文事業」について、全納連として国税庁と一層の意思疎通を図って協力体制を築いていく所存だ

が、各会には引き続き組合員の増強と募集活動や作文審査の体制強化をお願いしたい」などあいさつし写真。続いて議事に入り、令和7年度事業計画案や収支予算案などを審議し、すべての議案を承認。また、役員改選では藤波会長が再選された。



が聴講したし写真。冒頭、あいさつに立った太田会長は、「この講演会は、若者に税理士の魅力を伝えるために行っているもの。日税連では、税理士制度がより魅力あるものとなるよう諸施策を講じています。本日の講演を聴いて、職業としての税理士に関心をもってほしい」と呼び掛けた。

昭和木材株式会社

本社：旭川市2条通23丁目右1号
☎(0166)31-4781 FAX(0166)31-4785
旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
東川町西町10丁目1番3号
☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601
住宅事業部：旭川市2条通23丁目
☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969
札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4パネル〉
石狩市新港南1丁目〈石狩工場団地内〉
☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190
東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松本境4-2
☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557
盛岡営業所：岩手県紫波郡矢野町流通センター南3丁目8-3
☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666
仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402
青森事務所：青森市矢作1丁目2-5
☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873
東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21
☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916
名古屋支店：名古屋市中区東3丁目501番
☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131
大阪支店：岸和田市新港町5-7
☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334
西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

今までも、これからも。
「生命の未来」のために尽くしたい。
農薬・農業資材・動物薬・畜産用機材の総合商社



代表取締役社長 小田島 隆
本社／〒025-0311 花巻市卸町6番地
TEL 0198(26)4151
営業所／花巻・大船渡・横手・青森・八戸
古川・山形・酒田・福島・旭川・札幌
帯広・釧路・北海道物流センター
家畜衛生食品検査センター
プレミックス工場
卸センター給油所

「寝具リース」全国に広がる スケールとネットワークで 「快適品質」をお届けします。

- ◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。
- ◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会
代表取締役 小山 喜雄
本社：仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)
仙台支店：仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)
東京支店：東京都大田区矢野町2丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)
名古屋支店：名古屋市中区熱田区野町6-8 ☎052(681)4131(代)
大阪支店：大阪府東淀川区南堀江一丁目2-31 ☎06(6745)1861(代)
営業所：札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央
静岡・京都・岡山・福岡
本社工場：札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

続

傍流の正論

税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣

47

法人税法は、昭和40年に全文改正が行われ、現行法の基本的体系ができた。そして、その年から法人税基本通達の制定作業が始まり、昭和44年に完成することになった。筆者は、昭和41年から43年までその制定作業に加わり、40年改正に直接加わった人たちとその改正の趣旨なり、それに対応する基本通達のあり方について直接議論することができた。このことは、筆者の60余年の税歴の中で、最も感銘を受けた時期であった。

その経験の中で、法人税の所得金額計算の基礎となっている法人税法22条の存在の重要性を認識できた。その規定の中でも、「無償による資産の譲渡から収益が生じる」ことについては、その資産のその時の価額によって、貸方科目の譲渡収益が生じ、同時にその収益が借方科目たる寄附金等になることを教わった。このような簡潔な規定から、益金と損金が同時に認識できるからこそ、当時の法人税法は、最も簡潔で美しい税法と言われていた。いわば、法人税法22条は、当時の立法作業に参加した人たちの誇りでもあった。

ところが、平成30年の法人税法改正において、法人税法22条の2が制定されることになった。その時は、何のための規定か訝しく思ったが、他の仕事に紛れ中身を確認することもなかった。しかし、最近、法人税法22条と22条の2の関係を検討する必要性が生じ、改めてその条文を確認してみた。

法人税法22条の2は、その1項で、資産の販売等についての収益の計上時期(引渡し基準等)を定め、その2項で、その収益計上につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準との関係を定め、その3項で、収益計上に關する「損金経理」の拡大解釈を示し、その4項で、資産の販売等に係る収益の額は、その販売等のその時における価額又は通常得るべき対価の額に相当する金額によることとし、その5項で、4項

法人税法22条の2

の「その時における価額」又は「通常得るべき対価の額」は、貸倒れ等の可能性があってもそれを排除することを定め、その6項で、前記の各項の規定は、無償による資産の譲渡等又はその対価が経済的な利益によって行われる場合に適用されることを定め、その7項で、資産の販売等に係る収益の額を修正する場合の修正方法を定めている。

そして、このような規定が設けられた趣旨について、立法担当者は、収益認識に関する国際会計基準の整備に対応して、我が国でも、企業会計基準委員会が、平成30年3月30日に「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号)を公表したことに対応したものである、と説明している。

しかしながら、前述した法人税法22条の2の内容については、前述した法人税法22条の規定の中で簡潔に規定されており、その規定の解釈も確立されており、法人税基本通達においては、各取引ごとに引渡基準に基づく個々の収益会計基準が定められている。それに、法人税法22条4項には、収益の計上等について、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うことも定められてきたはずである。

さすれば、従前確立している収益認識基準を改めて法人税法22条の2に定める必要があるとは考えられないし、いたずらに条文を増やし、法人税法を複雑にするだけのようにも考えられる。

それに、法人税法22条の2の立法趣旨につき、企業会計基準の整備に対応した旨説明しているが、それにも違和感がある。ただし、法人税の所得金額計算と企業会計上の企業利益計算との関係については、平成10年以降、法人税と企業会計とはその目的が違ふということで、「課税ベース拡大、税率引下げ」の名の下に、主として、法人税の損金計上を企業会計よりも遅らせてきたはずである。そのため、企業会計との調整を図るために設けられる各種引当金を廃止・縮小してきたはずである。

ともあれ、本連載第41回でも述べたように、法人税法の簡素化の見地からも、法人税法22条の2のような規定は見直ししていただきたいものである。

企業経営者・経理担当者が知っておきたい

重要税務・実務のポイント

Part2

11

■BGU税法倶楽部 税理士 有馬 絵理香

事前確定届出給与と職務執行期間

役員給与の支給方法の一種として事前確定届出給与があります。事前確定届出給与は、役員の職務執行の対価として所定の時期に、確定した額の金銭等を交付する旨を定め、事前に税務署に届出をして支給する給与をいいます。事前確定届出給与の支給に際しては様々な要件がありますが、今回は支給する事前確定届出給与と職務執行期間との対応に焦点を当て解説していきます。

1 職務執行期間との対応

事前確定届出給与を支給する際の届出は、原則として職務執行の開始の日もしくは株主総会等の決議日から1月を経過する日又は期首から4月を経過する日のいずれか早い日までに提出する必要があります。職務執行期間は、一般に定時株

職務執行期間に疑義が生じないようにすること
職務執行期間を明示しておくことも有効

主総会までの期間であるため、株主総会等以前の期間の対価を事前確定届出給与として支給することはできないことになります。そのため、事前確定届出給与を支給する場合には、対応する期間に疑義が生じないようにする必要があります。

2 引当金の計上

法人税法上では役員賞与引当金の損金算入は認められていませんが、会計上では、期末後に開催される株主総会等において役員賞与を決議事項とする場合には、決議事項とする額又はその見込額(当事業年度の職務に係る額に限るものとする)を、原則として、引当金に計上するとされています。会計上の処理において、引当金を計上することは、株主総会等の前の期間(前事業年度)に対する対価と考えられることから、引当金として計上した金額を事前確定届出給与として届出することは、職務執行期間が合致しないため認められないと考えられます。

なお、役員賞与の一部のみを引当金処理していた事例(令和5年2月3日裁決)においては、引当金を計上という会計処理をもって直ちに職務執行の時期の判断

ができるものではないとされていることから、会計上の処理だけで職務執行期間の対応が決定されるものではなく、その他の役員報酬の決議の状況や引当金の計上方法など、総合的に判断されと考えられます。

3 支給額の決定方法

支給額を決定する際に前事業年度以前の業績等を用いて算定する場合があります。この算定方法について、あくまで支給する職務執行期間における対価として具体的な支給額を決定するための指針や参考情報として用いている場合には、過去の職務執行期間の対価にはならず、決定方法として問題はないと考えられます。

なお、過大な役員給与は損金不算入とされているため、事前確定届出給与の支給金額にも留意が必要です。

4 まとめ

事前確定届出給与は、株主総会等で支給額等が決議されます。その時にあわせて、職務執行期間を明示しておくことも、支給する事前確定届出給与と職務執行期間の対応を明確にする方法として有効と考えられます。

パスワード of AWES Clean

(空気) Air

(水) Water

(熱) Energy

(土) Soil

イクイップメントのサポート商社

株式会社 昭栄

●本社 〒541-0059
大阪市中央区博労町2丁目3番1号
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947

●本店営業部 〒577-0815
東大阪市金物町6番10号
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333

●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡

●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA

各種切断砥石

N.P.S

日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

(075)956-1111(代)

おかげさまで 創業359年 京都・老舗の 総合流通サービス企業

さとうグループ

ネット予約サービス

「お中元」・「お歳暮」・「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。 ※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら

カメラで右の二次元コードを読み取ってください。

パソコンはこちら さとうネット予約 検索

さとうグループ

本部/京都府福知山市東野町1番地
☎0773(27)0100代
<https://www.sato-kyoto.com/>

裁決事例集

244

裁決のポイント

相続時に空室があった共同住宅について、請求人がそのすべてが貸家および貸家建付地に該当するものとして相続税の評価をすべきであると主張も退けた事案。

審査請求人が相続により取得した共同住宅のすべての住戸が賃貸されていることを前提に共同住宅とその敷地の評価額を減額して相続税の申告をした。これに対し、原処分庁が共同住宅の一部の住戸が相続開始日に空室であったことから減額の一部は認められないなどとして更正処分等をしたのに対し、請求人が処分の取消しを求めている事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退け、処分は適法だったと判断した(令和6年4月8日付、非公開裁決)。

基礎事実

本件被相続人が死亡し、その相続が開した。本件相続に係る共同相続人は被相続人の妻、長女、長男の3人だった。本件相続で3人は被相続人の所有していた3軒の家屋と土地などを取得した。各家屋は、いずれも建物の構成部分である隔壁、扉、階層等によって他の部分と完全に遮断され、独立した出入口を有するなど独立して賃貸その他の用に供することができるとして各独立部分によって構成されている。

各家屋の各独立部分の床面積は家屋1が約1340平方メートル、家屋2が約1225平方メートル、家屋3が約760平方メートルである。各家屋の各独立部分のうち、本件相続開始日に家屋1と家屋2では各3部屋、家屋3では2部屋がいずれも空室だった。これら空室だった部屋の空室期間

編集部編

相続開始日前後に3か月以上、賃貸されていなかった部屋を賃貸されていたと同視し得ず

は短いもので3か月と24日、長いもので1年8か月程度だった。

請求人らは平成30年3月、原処分庁に対し、本件相続に係る相続税の申告書を共同で提出した。なお、請求人らは、同申告で財産評価基本通達26(貸家建付地の評価)の(2)に定める賃貸割合をいずれも1とし、評価通達26に定める貸家建付地および評価通達93(貸家の評価)に定める貸家としての減額を行い、各家屋および各土地の評価額を計算していた。その後、原処分庁が請求人らに対し、本件各空室が評価通達26の(2)に定める課税時期に賃貸されている各独立部分に該当せず、各土地および各家屋の評価額が申告と異なるとして更正処分等を行い、これを不服として請求人らが審査請求をしたことから争いとなった。

主な争点は本件各空室が各土地および各家屋の賃貸割合の計算上、課税時期に賃貸されている各独立部分に該当するかどうか。

請求人の主張

賃貸物件にはある程度空室が生じることが普通で、常に満室という状況はあり得ない。賃貸物件の所有者は稼働率を上げるよう努力して募集するなど懸命に不動産賃貸業を営んでいるのであるから、不動産賃貸業の用に供している賃貸物件は、そのすべてが貸家および貸家建付地に該当するものとして相続税の評価をすべきである。

原処分庁の主張

本件各空室は本件相続開始日(課税時期)においていずれも空室であり、各空室のうちの1部屋は入居者の事故死が判明して以来、臭気も取れず賃貸できる状態ではなかった。また、同部屋以外も最も短いもので空室期間が3か月と24日及び、同期間に入居者を募集できないような特殊な事情はなく、退去予定の入居者がまだ居住している時点で新たな入居者が募集されていたことからすると、課税時期前に賃貸借契約終了後も引き続き

賃貸される具体的な見込みが客観的に存在したにもかかわらず空室期間に新たな賃貸借契約が締結されなかったことについて合理的な理由が存在したなどの事情はない。これらからすると、各空室はいずれも課税時期に賃貸されていたと同視し得るものとはいえない。

審判所の判断

請求人らは、相続財産である家屋およびその敷地について、不動産賃貸業の用に供している共同住宅については、課税時期にその各独立部分の一部に空室があったとしても、そのすべてが課税時期に賃貸されている各独立部分に該当するものとして、評価通達26及び同93に定める賃貸割合を1として計算すべきである旨主張する。

本件各空室が、課税時期前後の賃貸状況等に照らして実質的にみて課税時期に賃貸されていたと同視し得るものであるかどうかを検討すると、本件相続開始日前後の空室期間は最も短いものでも3か月と24日に及んでおり、また、各空室の賃貸借契約が本件相続開始日前に終了した後も引き続き賃貸される具体的な見込みが客観的に存在したにもかかわらず、賃貸借契約終了から近接した時期に新たな賃貸借契約が締結されなかったことについて合理的な理由が存在したなどといった事情もろかがわれない。

加えて、請求人らの主張するように、極力空室期間が長引かないように賃貸借の募集をしていたのであれば、むしろ、そのような募集をしていたにもかかわらず3か月以上も賃貸されなかったとみるべきこともあわせると、合理的な理由は存在しなかったといえる。

以上からすれば、各空室について、本件相続開始日前後の賃貸状況等に照らし実質的にみて課税時期である本件相続開始日に賃貸されていたものと同視し得るものとはいえない。

したがって、各空室は各土地および各家屋の賃貸割合の計算上、課税時期に賃貸されている各独立部分に該当しない。

注目の二冊

事例と解説による
みなし譲渡所得課税の実務

松本 好正 著

本書は、所得税法59条だけでなく譲渡があったものとして課税される実務において見落としがちな事項を通達・情報・判例から厳選し60余の事例で解説。個人から法人(公益法人、権利能力なき社団等)に対する贈与・遺贈、包括遺贈に係る限定承認、共有地分割、借地権課税、遺留分侵害額請求による財産の移転など、一歩踏み込んだみなし譲渡所得課税における究極の一冊。

解説編、事例編、判例解説編と3部構成で記述。令和4年に刊行された「事例と解説による みなし贈与課税の実務」に続くみなしシリーズの第2弾。

事例には、負担付贈与により取得した資産を譲渡した場合の取得費等、土地の貸付けに際し権利金を受領した場合の譲渡所得の判定、個人(地主)と法人(借地人)の借地権設定に係る課税関係、債務引受を伴う財産分与、譲渡者が「中心的な株主」であった場合、個人(被相続人)が法人(一般法人、人格のない社団等、持分の定めのない法人)に対して遺贈した場合の課税関係などを盛り込む。A5判、464ページ。定価3960円(税込み)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001)。



四国の菓子

名物かまど



ホームページ
<https://www.kamado.co.jp>
ネットショップ
<http://www.kamado.jp>

社会に貢献する

優良企業

ほう、そうきたか。
というアイデアで、
地球の未来を包むこと。

「包装」と「パッケージ」の総合メーカー
福助工業株式会社
福助工業グループは、「環境にやさしい循環型社会実現のため、企業と社会の持続的発展に貢献する事業活動を推進する」という基本理念のもと、様々な活動に取り組んでいます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。
【本社】〒799-0495 愛媛県四国中央市村松町190 TEL:0896-24-1111 FAX:0896-23-8745 <http://www.fukusuke-kogyo.co.jp/>

口福なる新晩酌術

酒と食のジャーナリスト・著述家 山同 敦子

11

日本酒の味を表す言葉で、最も馴染み深いのは甘い、辛いでしょう。でも、日本酒は甘いか、辛いだけで表現できるほど単純ではありません。甘辛、酸味、旨味、苦味のほか、渋味、コク、香り、舌の上に乗せた時の感触、喉越し、濃度、余韻に感じる風味など、様々な要素がからみあってひとつのお酒の味わいを構成しています。

しかも近年、日本酒は発泡タイプやうす濁り、アルコール度数が軽いもの、白ワインを思わせるような酸の効いたものなど、新タイプが次々と登場。味の幅は広く、バラエティは豊かになりました。いつも飲んでいるあの銘柄もいいけれど、あなたの知らない感動の日本酒がきっとあるはず。未知の美酒に出会うために、ときにはじっくり味わい、感じたことを表現してみましょう。

日本酒の味や香りを確かめることを嗜き酒といいます。プロの嗜き酒は、品質を確かめ、評価するために行いますが、飲み手が嗜き酒をする目的は、個性を味わい、自分の好みかどうかを判断する事です。初めのうち

黄色い日本酒……って、大丈夫？

好みの酒を見つけるための嗜き酒 その1

は2種類を比べ飲みしてみると、違いがわかりやすいと思います。嗜き酒をしたら必ず言葉にすること。スマホにメモするのが手軽でいいでしょう。数をこなすうちに語彙が増え、次第に自分が好む味や香りの傾向がつかめるようになってくるはず。そこで、好きなお酒に出会うための嗜き酒のポイントを2回に分けて紹介しましょう。

■観察する 日本酒はどれも透明で、見た目に違いはないと思っていませんか。2種類以上の日本酒を透明で柄のないグラスに注いで並べると、緑がかっていたり、黄色を帯びていたり、気泡や白い澱が入っていたり、照りがあったりと、どれひとつ同じではないことに気が付くはず。色を感じるのはプラス要素。無色透明な酒は、仕上げに濾過をし過ぎたことで、旨味も香りも取り除かれていることがあります。搾ったあと、空気に触れることで熟成し、時間が経つにつれて色は濃くなっていきます。あえて熟成させて出荷する造り手もいますので、色が濃くても初めから敬遠せず、よく観察しましょう。

■香りを鑑賞 香りは3段階でチェック。まず鼻に近づけたときの「上立ち香」、次に口に含んだ時に広がる「含み香」、飲み込んだ後に戻って来る香り「余韻」(または「残り香」)を確認。さらに、香りの強弱や、何に似ているか(果物、植物、穀類、食品などに例える)、余韻に感じる香りの持続時間が長い、短いのかもチェックしましょう。

居住者の定義は国によって様々ですが、一般的に183日ルールといって、年間183日以上、その国に滞在すると居住者と判定されるケースが多いといえます。例えば、韓国ですと1課税期間(2026・1・1から2課税期間に改正なので、韓国居住認定が増加

【規定の概要】
日本の居住者規定は、「国内に住所を有し、または、現在まで引き続き1年以上居所を有する個人」をいいます。
この1年ルールと183日ルールの衝突で想定されることは、両国間で居住者認定です。この場合は、両国間の租税条約の規定によって、どちらか一方の国の居住者認定を行うこととなります(我が国は双方居住者を認めています)。
【対処に悩んだ事例】
しかし、下図の3つの事例では、どうでしょうか？(ケース1)双方非居住者に当たる場合に、自主的に居住者認定して課税関係を

国際税務

あつたらいいなこんな規定

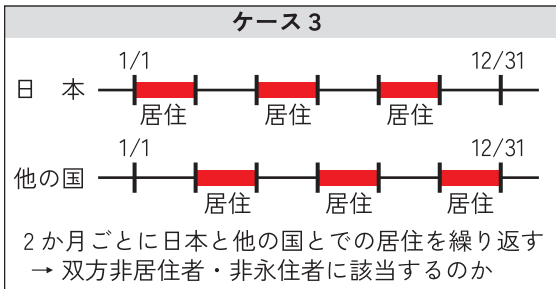
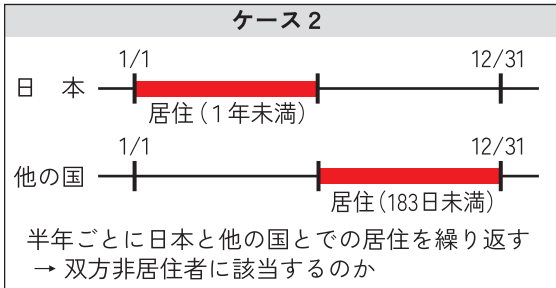
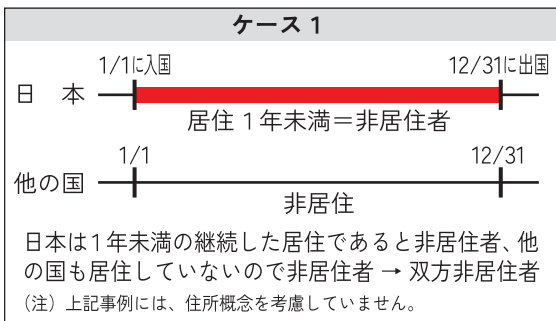
税理士 永田 金司

居住者1年ルールと183日の衝突の調整規定

11

2カ国に居住、両国間の租税条約規定で居住者認定

双方非居住者に当たる場合は課税処理どうなる？



処理するのかどうか悩んでいます。

(ケース2) 双方非居住者に該当すると判断される場合に、両国内で租税条約を適用しないで、課税関係を処理してよいのかどうか悩んでいます。例えば、工業所有権等の使用料支払の使用地主義と債務者主義の適用

は、他方の居住者に支払う配当は制限税率(15%)の適用外かーがあります。(ケース3) 双方非居住者に該当しても、実態は双方非永住者とみるとすると、租税条約適用か？

【あつたらいいな、こんな規定】
(ケース1) 双方非居住者は、現行税法では認めていない？どちらか一方を居住者として処理するとのF A Qがあれば！
(ケース2) 租税条約の適用についてのF A Qがあれば悩み解消なのですが…。
(ケース3) 各種の事例と対応のF A Qがあれば助かるのですが…。

TAX
ナンバー
プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度における個人課税部門の実地調査で、申告漏れ等の何らかの非違があった割合になります。

答え= %

ナンプレの予想難易度：9

				8		7	
			5		3	9	6
		5	4				
6		4			1		5
8	2	1				4	6
3			6			8	1
				B	6	2	A
9	C	6	2		8		
	1			5			

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 6月29日(日)

前回の答え 4万7,528件

豊かな経験、確かな技術。

DAIICHI
DAIICHI ELECTRIC INDUSTRY CO., LTD.

☎ 大一電気工業株式会社
取締役社長 長瀬 裕亮

本社／〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621
支店／愛媛 営業所／徳島・北島
建設所／綾川

いちい信用金庫

本店／一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586)75-6201
https://www.shinkin.co.jp/ichii/

税務関係団体が各地で総会

東京局納連

東京国税局管内納税貯蓄組合連合会(近藤忠夫会長)は9日、都内の上野精養軒で定時総会を開催した。写真。来賓には、星屋和彦東京国税局長らが招かれた。

事業計画では、中学生の「一日税務署長」について、参加者には学校関係者や保護者も加わり、年毎に実施署連が増加しているとして、今後も重点事業として推進を図ること、キャッシュレス納付



は、社会全体のデジタル化を通じて、国民や企業の利便性を図る有意義な施策であるとして、多様なキャッシュレス納付の普及・拡大に向けたPR活動を推進することなどを確認した。

長野優法会

その後の懇親会では、関係者らが今後の会活動などについて意見交換を行った。

長野優法会(塚田裕一会長)は16日、長野市内のホテル国際21で第33回通常総会を開催した。総会には平野忠範署長をはじめとする長野税務署の幹部など多数の来賓が出席した。



塚田会長のあいさつに続いて議事に入り、令和7年度事業計画案、収支予算案などを



は、関係者らが今後の会活動などについて意見交換を行った。

福岡地区納貯連協

福岡地区納貯連協(坂本文比古会長)は2日、福岡市内で第56回通常総会を開催した。博多、香椎、福岡、西福岡、筑紫税務署管内の各納貯連の役員、来賓として福岡国税局の幹部や各署の管理運営部門統括徴収官らが出席した。

西福岡青申会

一般社団法人西福岡青色申告会(田中明生会長)は6日、福岡市内で第13回定時総会を開いた。役員や会員、

小倉青申会

福岡・一般社団法人小倉青色申告会(梅原祐治会長)は6日、北九州市内で第12回定時総会を開催した。写真。役員や会員、来賓として小倉税務署の小

梅原会長のあいさつに続き、令和7年度事業計画案を承認。その最重点事業として、スマートフォン申告やキャッシュレス納付を周知すること、会員事業所の従業員が行う還付申告等を支援するVインボイス制度を周知徹底し、制度の運用が円滑に行えるよう強力にサポートすることなどを盛り込んでいる。

また、役員改選もあり、梅原会長が再任した。

総会後には、記念講演が行われ、福々亭夢蔵氏による落語「明烏(あけがらす)」が披露された。

小倉青申会

福岡・一般社団法人小倉青色申告会(梅原祐治会長)は6日、北九州市内で第12回定時総会を開催した。写真。役員や会員、来賓として小倉税務署の小

梅原会長のあいさつに続き、令和7年度事業計画案を承認。その最重点事業として、スマートフォン申告やキャッシュレス納付を周知すること、会員事業所の従業員が行う還付申告等を支援するVインボイス制度を周知徹底し、制度の運用が円滑に行えるよう強力にサポートすることなどを盛り込んでいる。

また、役員改選もあり、梅原会長が再任した。

総会後には、記念講演が行われ、福々亭夢蔵氏による落語「明烏(あけがらす)」が披露された。

8月5日に中学生の「税の作文」対策セミナー

鎌倉団体長会 暑さを考慮し「Zoom」で開催

神奈川・鎌倉税務署管内の税務関係6団体で構成されている鎌倉団体長会(会長＝内山四郎鎌倉青色申告会会長)は8月5日、中学生の「税についての作文」対策セミナーを開催する。

今年は、夏場の暑さを考慮し、ビデオ通話アプリ「Zoom」を活用して中学生が自宅でする方式で行う。

6団体がリレー形式で講師を務め、全国の中学1年生～3年生が参加可能だ。昨年は、セミナーを受講した生徒の中から2名が受賞した。

同会は、「へえ～!と驚く、『税』についてのさまざまなトピックスが満載です。作文を書くためのネタを提案します」と呼び掛けている。詳細は次の通り。

【開催日時】8月5日(火)午前10時～11時30分

【対象者】中学生(1年生～3年生)

【申込方法】グーグルフォームで、「氏名」「学校名」「学年」「Zoom ID連絡用のメールアドレス」「電話番号」を記載して送信。

右下の二次元コードを読み取ることで、申し込みフォームに簡単にアクセスできる。

なお、これらの個人情報については、同セミナー以外には使用しない。

【参加費】無料

【問い合わせ先】鎌倉税務署総務課(TEL 0467-22-5591)



創立45周年記念式典を開催

熊本中央青

一般社団法人熊本中央青色申告会(深川新一会長)は5月26日、熊本市内で創立45周年



当日は、熊本国税局の片岡敬介課税務次長や田原良信個人課税課長、熊本東税務署の三重野敬三署長、友誼団体の代表らが来賓として多数出席した。

式典では、深川会長が関係者に感謝の意を伝えるとともに、永年役員らに記念品と感謝状を贈呈した。

式典後は、記念講演として深川会長が「青色申告制度創設、青色申告会結成75周年・熊本中央青色申告会創立45周年」のテーマで、国内の出来事や地元の話題を交えて話した。

続く祝賀会では、鏡開きが行われ、参加者は節目の年を祝った。

東青連が税に関する動画グラプリを実施。都内在住の高校生など対象。一般社団法人東京青色申告会連合会(相原博会長)は租税教育の一環で都内在住、在学

事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食料品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

HSK

ホクト商事株式会社

本社 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号
TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777
中部事業部 〒455-0032 名古屋市中村区入船1丁目3番15号
TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255
関西事業部 〒563-0035 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号
TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417
関東事業部 〒177-0041 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号
TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071
北陸事業部 〒925-0125 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地
TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011
九州事業部 〒818-0101 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号
TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031
横浜事業部 〒253-0105 神奈川県高座郡寒川町岡田三丁目4番2号
TEL.0467-73-7504(代) FAX.0467-73-7564

北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1

TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。